西校区認定こども園整備基本計画

令和２年３月

広陵町

目 次

1. 計画策定の目的 1

2. 基本計画の位置づけ 1

3. 現状と課題の整理 3

3.1. 事業計画区域の状況把握 3

(1) 計画区域の概要 3

(2) 関連施設の分布状況 4

(3) 西校区の人口動向 5

(4) まちづくり構想における広陵西地域の状況と課題 8

3.2. 課題整理 9

(1) 西校区の人口・児童数に対する課題 9

(2) 計画区域および周辺環境に対する課題 9

(3) 計画区域や整備に対する課題 9

4. 西校区認定こども園の整備方針の設定 10

4.1. 施設整備の基本的な考え方 10

4.2. 施設に要求される基本的な考え方 10

(1) 西校区認定こども園の類型 10

(2) 西校区認定こども園の役割 11

(3) 幼児教育における小学校との連携のあり方 11

5. 新認定こども園施設の規模の設定 12

5.1. 規模の算定 12

(1) 学級編成 12

(2) 職員数 12

(3) 施設規模および必要諸室 13

5.2. モデルプランの作成 16

5.3. 概算事業費 18

6. 事業手法の選定 19

6.1. 幼保連携型認定こども園の設置・運営主体 19

6.2. 公私連携幼保連携型認定こども園 20

6.3. スキームまとめ 21

6.4. 事業スケジュール 23

1. 計画策定の目的

広陵町では、都市計画法第 34 条第 11 号に基づき指定された区域において住宅開発が行われ、核家族、共働き家族の増加によりライフスタイルが変化し、教育・保育ニーズが多様化しています。子どもたちを大切に育んでいく必要があるなか、西校区においては老朽化した既存の幼稚園（西幼稚園・西第二幼稚園）の建替えやニーズに耐えうる居場所の確保等、問題は山積しています。

幼保の需給バランスの不均衡の解消と待機児童の発生を防ぐため、「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、西校区に新たな幼保連携型認定こども園（以下、「新認定こども園」という。）の整備を推進します。

本計画は、将来人口の推移等から必要な施設規模（定員数）を把握し、施設計画の検討及び概算事業費を算出するとともに、施設整備・運営手法の検討、認定こども園の民間市場、事業スケジュールを把握するものです。

2. 基本計画の位置づけ

この基本計画と上位・関連計画との関係性を以下に示します。

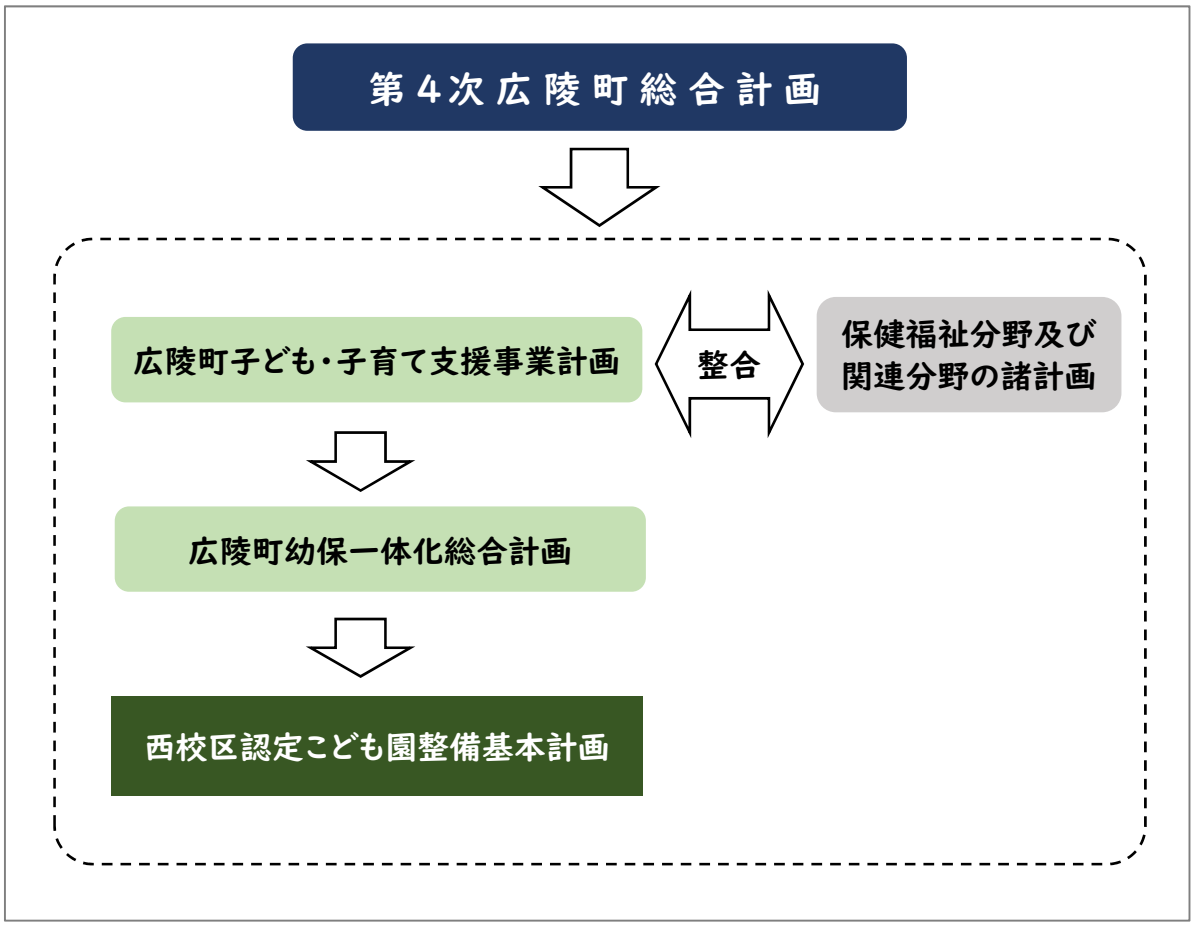

上位・関連計画との関係性

■「広陵町子ども・子育て支援事業計画」の概要

令和２年３月に「広陵町子ども・子育て支援事業計画」の第２期計画を策定し、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を基本理念に掲げ、4 つの基本目標の達成に向けて、総合的な取り組みを推進しています。

重点施策の一つを「幼保一体化の推進」とし、子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実を目指しています。

≪基本理念≫

ともに子育てを支えあう地域づくり

≪4 つの基本目標≫

①妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり
②子育てと仕事の両立を支援する環境づくり
③子どもの育ちを支援する環境づくり
④子どもを守る環境づくり

≪3 つの重点施策≫

①幼保一体化の推進
②地域での子どもと親の居場所・交流の場づくり
③子どもを守る仕組みづくり

■「広陵町幼保一体化総合計画」の概要

平成 28 年３月に「広陵町幼保一体化総合計画」を策定し、以下の３つの基本的な考えに基づき、幼保一体化を推進しています。

広陵西小学校区（以下、「西校区」という）においては、広陵西幼稚園および広陵西第二幼稚園の園舎が 40 年以上を経過し、安全面への早急な対応が必要であることから、優先的に「幼保連携型認定こども園」へ移行する方針を示しています。

≪幼保一体化推進の基本的な考え方≫

①子どもの育ちを第一に考えた教育・保育をさらに推進
②幼稚園・保育園の在籍状況のアンバランスの解消を図る
③地域における子育て支援を充実

■「西校区認定こども園整備基本計画」の概要

本計画は、「広陵町幼保一体化総合計画」で示された西校区の方針（既存の２つの幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行）を進めるための位置付けとします。

≪幼保一体化推進の基本的な考え方≫

①民間事業者による公私連携幼保連携型認定こども園の設置
②質の高い教育保育の提供を図り、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を行うための建設地の選定
③人口動態を踏まえ、子育てと仕事の両立を支援し、子どもの育ちを第一に考えた施設規模のあり方

3. 現状と課題の整理

3.1. 事業計画区域の状況把握

(1) 計画区域の概要

計画区域は、広陵西幼稚園および広陵西第二幼稚園について安全面の早急な対応が必要であることから、この 2 つの幼稚園の建替えを前提として検討し、小学校との連携が図れるよう広陵西小学校から近く、必要な広さを有する町有地の中から広陵西第二幼稚園および平尾公民館、八幡池を合わせた敷地を建設予定地として選定します。

建設予定地	奈良県北葛城郡広陵町大字平尾 512 番地 他	
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率 60／容積率 200）	
区域区分	市街化区域	
防火地域	防火地域・準防火地域外（建築基準法第 22 条指定区域内）	
景観保全地区	馬見丘陵景観保全地区	
敷地面積	5,667.4 ㎡	
既存の建物情報	広陵西第二幼稚園	面積：690 ㎡　　築年度：昭和 48 年度
	平尾公民館	面積：401.14 ㎡
	八幡池	面積：1,177 ㎡

計画区域図

(2) 関連施設の分布状況

町内の類似施設（幼稚園、保育園、認定こども園、小学校）や認定こども園と相性のよい生活利便性施設（スーパー、コンビニエンスストア、医療機関、歯科医療機関）の分布状況を以下に示します。

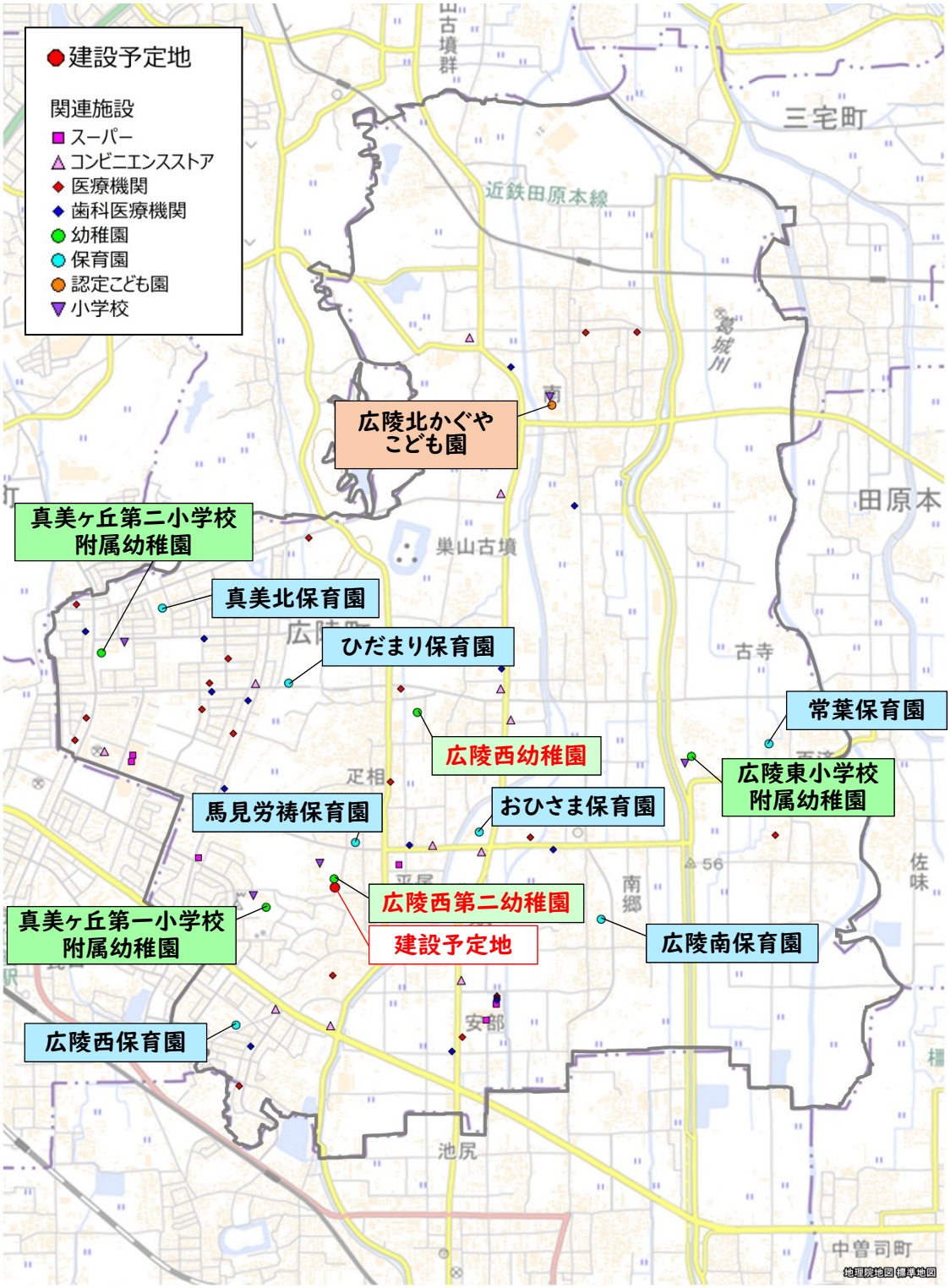

施設分布

(3) 西校区の人口動向

a) 総人口・世帯数

広陵町全体の総人口（各年４月１日時点）は、平成 29 年の 35,005 人をピークにゆるやかに減少し、平成 31 年の人口は 34,913人となっています。

小学校区別でみると、西校区の人口が最も多く、増加傾向となっており、宅地開発の状況からみても今後も増加が続くと考えられます。

また、西校区をはじめ、全ての小学校区で核家族世帯が８割以上を占めており、その多くが夫婦と子供から成る世帯が占めています。

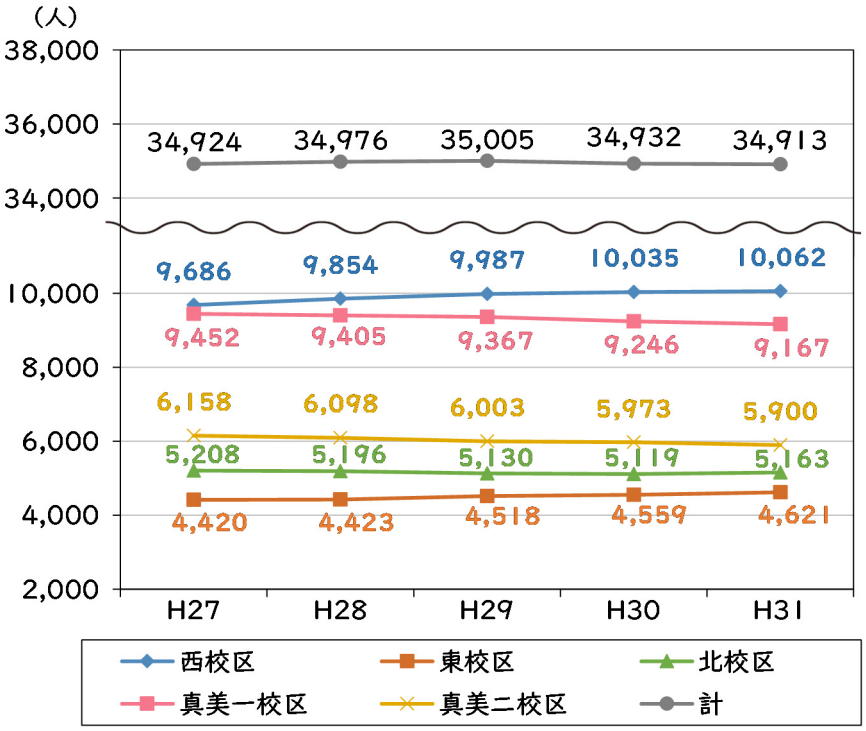

（出典：住民基本台帳）

小学校区別　人口推移

小学校区別　世帯数

校区	総世帯数	核家族世帯		うち夫婦と子供から成る世帯	
		世帯数	総世帯数に占める割合	世帯数	核家族世帯数に占める割合
西校区	3,004	2,576	85.8%	2,106	81.8%
東校区	1,341	1,137	84.8%	813	71.5%
北校区	1,667	1,384	83.0%	1,045	75.5%
真美一校区	3,056	2,724	89.1%	2,500	91.8%
真美二校区	1,935	1,750	90.4%	1,574	89.9%
合計	11,003	9,571	87.0%	8,038	84.0%

（出典：平成 27 年国勢調査）

b） 就学前人口

広陵町の就学前人口（0～5 歳人口（各年4月1日時点））は、2,000 人前後で推移しています。

小学校区別でみると、西校区の就学前人口が最も多く、増加傾向となっており、平成 27 年（656 人）から平成 31 年（697 人）の間で 41 人が増加しています。

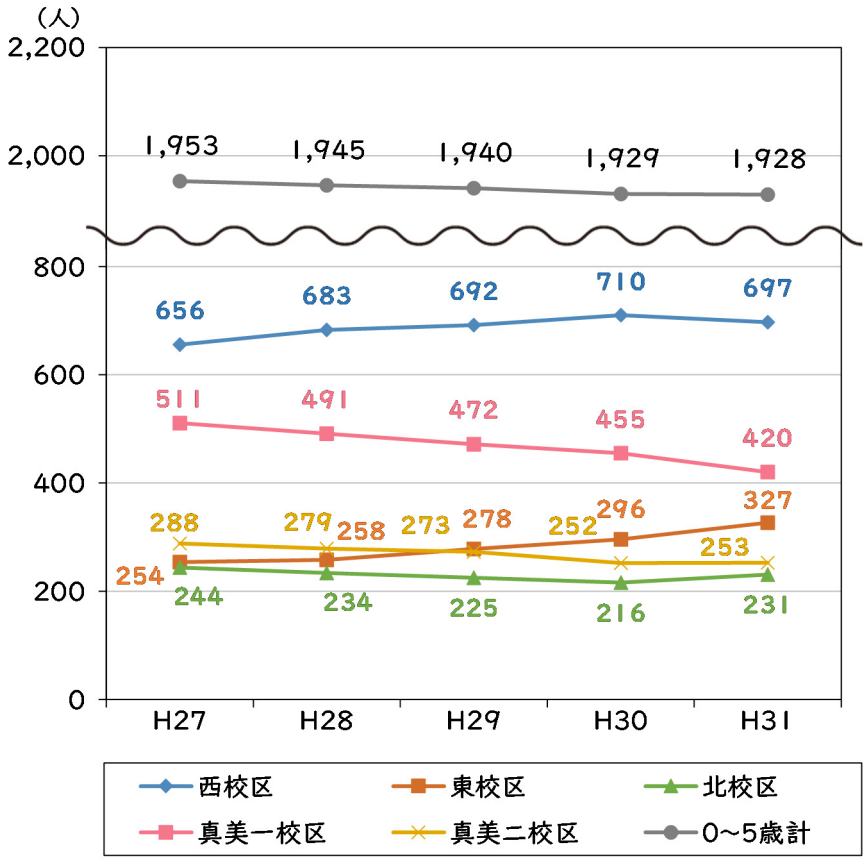

（出典：住民基本台帳）

小学校区別 就学前人口（0～5 歳人口）推移

c） 幼稚園・保育園の児童数

幼稚園・保育園の児童数（各年４月１日時点）をみると、幼稚園は定員割れが続いている一方、保育園は定員超過が続いている施設が多くなっています。

幼稚園園児数の推移

校区	施　設	定員	入園児童数			
			H28	H29	H30	H31
西校区	広陵西幼稚園	140	43	43	43	40
	広陵西第二幼稚園	140	90	94	96	85
東校区	広陵東小学校 附属幼稚園	140	38	56	49	43
北校区	広陵北かぐやこども園 （1号）	72	54 （北幼）	50 （北幼）	46	49
真美一校区	真美ヶ丘第一小学校 附属幼稚園	210	74	69	44	59
真美二校区	真美ヶ丘第二小学校 附属幼稚園	280	55	50	56	43
合　計		982	354	362	334	319

※北幼･･･広陵北幼稚園

保育園園児数の推移

校区	施　設	定員	入所児童数			
			H28	H29	H30	H31
西校区	馬見労祷保育園	150	166	166	167	163
	ひだまり保育園	70	53	67	71	74
	おひさま保育園	19				10
東校区	広陵南保育園	60	77	76	77	74
	常葉保育園	70	69	70	74	76
北校区	広陵北かぐやこども園 （2号･3号）	148	108 （北保）	113 （北保）	120	139
真美一校区	広陵西保育園	180	177	168	172	162
真美二校区	真美北保育園	120	121	133	129	128
合　計		817	771	793	810	826

※北保･･･広陵北保育園

(4) まちづくり構想における広陵西地域の状況と課題

「広陵町都市計画マスタープラン」（計画期間：平成 25 年度～令和 4 年度）の地区別まちづくり構想において、本事業の計画区域がある広陵西地域の現況と課題を以下のとおり整理しています。

【現況】

○市街化調整区域

・数多くの歴史・文化財が残り、馬見丘陵の景観保全地区において公園や図書館など公共公益施設の整備が進み、都市機能の強化が図られている。
・平地部には農地が広がり、集落地とともに農村景観を形成している。
・本町の骨格を形成する都市軸である中和幹線と大和高田・斑鳩線が地域内を通っている。

○市街化区域 【※本事業計画区域】

・旧市街地で住宅が密集している。

【課題】

○市街化調整区域

・集落地内においては、狭隘道路や公園等オープンスペースの不足が問題。
・中和幹線と大和高田・斑鳩線の沿道及びその周辺地域への商業・サービス施設等の立地と周辺環境との整合を図っていくことが求められる。

○市街化区域 【※本事業計画区域】

・旧市街地で住宅が密集しているため、市街化調整区域の集落地と同様に狭隘道路やオープンスペースの不足が問題となっているほか、用途地域指定に即した土地利用の促進が必要。

上記を踏まえ、広陵西地域のめざす将来像**「自然と歴史文化に恵まれた人のつどうまち」**の実現に向けて、以下の方針が示されています。

【まちづくりの方針】

① 調和のとれた土地利用・活用推進
② 良好な自然環境・景観の保全
③ にぎわいのある都市軸の形成
④ 集落地内や旧市街地内における住環境の改善
⑤ 歴史資源の保全や文化施設等における拠点機能の充実

3.2. 課題整理

(1) 西校区の人口・児童数に対する課題

現状を踏まえた西校区の人口・児童数に対する課題を以下に示します。

①多様化する教育・保育ニーズ

- 現在、保育園は定員超過が続いており、今後も共働き家庭の増加に伴い、保育施設が不足する見込みです。
- 共働き家庭等の増加により、保護者の就労状況や生活スタイルが多様化し、教育や保育ニーズも多様化していると考えられることから、ニーズに柔軟に対応していくため、保護者の就労状況に関わらず利用できる「幼保連携型認定こども園」の整備が必要です。

②教育・保育環境

- 西校区の児童数は過去５年間で約 40 人増加しており、宅地開発の状況からみても今後も同様に増加が続く見込みです。
- 新認定こども園の施設規模は、統廃合される既存の２つの幼稚園（広陵西幼稚園、広陵西第二幼稚園）の児童数（約 130 人）を受け入れられる規模が最低限必要です。
- 加えて、今後増加する見込みである児童数（過去の推移より約 40 人増加見込）についても、保育機能をもつ幼保連携型認定こども園において柔軟に受け入れることができるようにするため、新認定こども園は 170 名程度が利用できる規模が必要です。

(2) 計画区域および周辺環境に対する課題

現状を踏まえた計画区域および周辺環境に対する課題を以下に示します。

①就学前人口の動向

- 西校区の就学前人口は、小学校区別で最も多く、都市計画法第 34 条第 11 号に基づき指定された区域において行われている住宅開発により、今後、就学前人口が増加すると考えられます。
- 将来的な人口減少を見据えながらも、現在の人口動向を的確に捉え、施設の適正な規模を検討する必要があります。

②既存園舎の老朽化

- 広陵西幼稚園および広陵西第二幼稚園はともに築 40 年以上を経過しているが、これまで大規模改修等を行っていないため、老朽化が進んでいます。引き続き使用するには、耐震化を含めた大規模改修を行う必要があり、今後、多大な財政負担が必要です。

(3) 計画区域や整備に対する課題

広陵西地域のまちづくり構想や広陵北かぐやこども園の状況等を踏まえた本事業計画区域の課題を以下に示します。

①狭隘道路

- 計画区域である旧市街地においては、古くからの住宅が密集し、狭隘道路が多く残るため、車所有者の増加など住民の生活スタイルの変化に伴い、生活環境の低さが問題となっています。そのため、道路の拡幅や改善等が必要です。

②オープンスペースの不足

- オープンスペースの確保等に努め、居住環境の向上を図るとともに、災害時や緊急時等においても安全性の高い、安心して暮らすこのできる住宅地の形成を図る必要があります。

③諸室の配置

- 諸室の配置については、乳児や園児が安心・安全に過ごすことができ、職員にとっても保育がしやすい配置を検討する必要があります。

4. 西校区認定こども園の整備方針の設定

4.1. 施設整備の基本的な考え方

就学前教育の充実に向けて、広陵町らしい教育・保育を提供する認定こども園の施設整備を目指し、「安心・安全」「子育て力」「地元力」の活用を踏まえて次の点を基本的な考え方とします。

① 安心・安全に利用できる施設

子どもの遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設を目指します。また、食育の推進やアレルギー対策等、衛生・健康に配慮した運営を実施します。

② 児童・保護者にとって魅力ある施設

児童が自立心や好奇心を育むことができ、奈良県の森林資源を活かし、木の温もりが感じられる施設とします。また、発達過程に考慮して、保護者にとって子どもの成長が感じ取れる運営を実施します。

③ 地域と連携した子育て・教育ができる施設

近隣の小学校や八幡神社等の地域行事と連携する等、保護者や地域との交流を促進する施設とします。

4.2. 施設に要求される基本的な考え方

(1) 西校区認定こども園の類型

認定こども園は、機能別に以下の 4 つの類型に分かれています。本事業では、「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、「幼保連携型」の認定こども園を整備します。

認定こども園の類型

類型	内容
幼保連携型	・幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ ・保護者の就労形態が多様化し、核家族化が進行する中で、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる
幼稚園型	・幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	・認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ
地方裁量型	・認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

(2) 西校区認定こども園の役割

■ 多様なニーズに柔軟に対応

既存の幼稚園２園の老朽化や職員不足が進行するなか、多様化する子育てニーズへの柔軟な対応や子ども・子育て支援新制度に沿った質の高い幼児教育・保育等を進める必要があります。

多様な保護者のニーズに応えるべく、民間活力の導入も視野に入れ、一時預かりや延長保育の拡充等、柔軟な対応が求められます。

■ 地域の子育て支援の拠点施設

既存の幼稚園２園は公立であり、地域の子育て支援の拠点としての役割は大きいことから、私立の場合においても、民間事業者の持つ柔軟性や効率性を活かしつつ、地域における従来の教育・保育機能を継承することができる整備が必要です。

(3) 幼児教育における小学校との連携のあり方

幼稚園では平成 30 年度に幼稚園教育要領が改訂され、小学校では令和２年度に学習指導要領が改訂される予定です。両者は、全国どこでも一定の教育水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準となっています。（約 10 年に一度改訂）

改訂のポイントのひとつとして、幼小、小中、中高といった段階の切り替わりにおける円滑な接続が言われており、幼小の連携も重要といえます。

上記を踏まえ、建設予定地（西第二幼稚園）が広陵西小学校から近い立地を活かし、幼小連携に取組むことで、いわゆる小１プロブレム※や保護者の就学に対する不安等を解消し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を行うことを目指します。

合同授業等による子ども同士の交流だけでなく、職員の相互理解や家庭と地域との連携等も重要と考えています。

※小１プロブレム：自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない小学校１年生などの教室において、学習に集中できない、教諭の話が聞けずに授業が成立しない等の問題のこと。

5. 新認定こども園施設の規模の設定

5.1. 規模の算定

『奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例』（以下、「奈良県幼保連携型認定こども園に関する条例」という。）に基づき、新認定こども園に必要な諸室の規模や職員数等を算定しました。

なお、以下に示す値は、条例に基づく下限値を示すものです。

規模の算定に使用した新認定こども園の園児数（定員数）は、広陵町の将来の推計人口を踏まえ以下のとおりとします。

新認定こども園の園児数

年齢	園児数（定員数）	うち保育が必要な園児数
0 歳	7 人	7 人
1 歳	7 人	7 人
2 歳	8 人	8 人
3 歳	47 人	9 人
4 歳	50 人	9 人
5 歳	51 人	9 人
合計	170 人	49 人

(1) 学級編成

奈良県幼保連携型認定こども園に関する条例に基づき算出した学級数は、以下のとおりです。

学級数

算定式	一学級の園児数（満三歳以上の園児）は、三十五人以下を原則とする
算定結果	3 歳児：47 人÷35 人＝1.34 人（2 学級） 4 歳児：50 人÷35 人＝1.43 人（2 学級） 5 歳児：51 人÷35 人＝1.46 人（2 学級） 上記より、満 3 歳以上について「6 学級」が必要

(2) 職員数

奈良県幼保連携型認定こども園に関する条例に基づき算出した職員数は、以下のとおりです。

直接従事する職員の数

算定式	園児数	算定結果
一　満四歳以上の園児おおむね三十人につき一人	101 人	4 人
二　満三歳以上満四歳未満の園児おおむね二十人につき一人	47 人	3 人
三　満一歳以上満三歳未満の園児おおむね六人につき一人	15 人	3 人
四　満一歳未満の園児おおむね三人につき一人	7 人	3 人
合計	170 人	13 人

(3) 施設規模および必要諸室

奈良県幼保連携型認定こども園に関する条例に基づき算出した諸室規模及び必要諸室は、以下のとおりです。

■ 園舎の面積

園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とします。

1 号：学級数に応じ、第六条第 6 項の規定により算定した面積

算定式	二学級以上：320+100×(学級数−2)
算定結果①	320+100×（6 学級-2）㎡=720 ㎡

2 号：満三歳未満の園児数に応じ、第七条第 6 項の規定により算定した面積

算定式	**【乳児室】** ・ほふくしない園児（本計画では 0 歳児とする）一人につき 1.65 ㎡ **【ほふく室】** ・ほふくする園児（本計画では 1 歳児とする）一人につき 3.3 ㎡ **【保育室又は遊戯室】** ・園児一人につき 1.98 ㎡
算定結果②	**【乳児室】** 0 歳児 ： 16.5 ㎡（10 名※1×1.65 ㎡） **【ほふく室】** 1 歳児 ： 33 ㎡（10 名※1×3.3 ㎡） **【保育室又は遊戯室】** 2 歳児 ： 19.8 ㎡（1 学級×10 名※1×1.98 ㎡） **合計：69.3 ㎡** ※1…0～2 歳の園児数は、p12 に記載の「新認定こども園の園児数」を、それぞれ一の位で切り上げた値

合計 （算定結果①+②）	720 ㎡+69.3 ㎡=789.3 ㎡

■ 園庭の面積

園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とします。

1 号：次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

算定式	ア：400+80×（学級数-3）㎡ イ：満 3 歳以上の園児数×3.3 ㎡
算定結果③	ア：400+80×（6 学級-3）=640 ㎡ イ：148 人（3～5歳の園児数）×3.3 ㎡=488.4 ㎡ 上記より、面積の大きい 640 ㎡を採用

2 号：三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

算定式	満 2 歳以上満 3 歳未満の園児数×3.3 ㎡
算定結果④	8 人（2歳の園児数）×3.3 ㎡=26.4 ㎡

合計 （算定結果③+④）	640 ㎡+26.4 ㎡=666.4 ㎡

■ 保育室等の面積

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積は、次に掲げる面積以上とします。

算定式	**【乳児室】** ・満 2 歳未満のほふくしない園児一人につき 1.65 ㎡ （本計画では「ほふくしない園児数」を「0 歳園児数」とする） **【ほふく室】** ・満 2 歳未満のほふくする園児一人につき 3.3 ㎡ （本計画では「ほふくする園児数」を「1歳園児数」とする） **【保育室又は遊戯室】** ・満 2 歳以上の園児一人につき 1.98 ㎡
算定結果	**【乳児室（0～1歳）】** ・0 歳児 ： 16.5 ㎡（10 名※1×1.65 ㎡） **合計：16.5 ㎡** **【ほふく室（0～1歳）】** ・1 歳児 ： 33 ㎡（10 名※1×3.3 ㎡） **合計：33 ㎡** **【保育室（2～5歳）】** 2 歳児 ： 19.8 ㎡（1 学級×10 名※1×1.98 ㎡） 3 歳児 ： 118.8 ㎡（2 学級×30 名※2×1.98 ㎡） 4 歳児 ： 118.8 ㎡（2 学級×30 名※2×1.98 ㎡） 5 歳児 ： 118.8 ㎡（2 学級×30 名※2×1.98 ㎡） **合計：376.2 ㎡** **【遊戯室（2～5歳）】** 79.2 ㎡（40 名※3×1.98 ㎡） **合計：79.2 ㎡** ※1…0～2 歳の園児数は、p12 に記載の「新認定こども園の園児数」を、それぞれ一の位で切り上げた値 ※2…3～5 歳の園児数は、p12 に記載の「新認定こども園の園児数」の1学級あたりの人数を、それぞれ一の位で切り上げた値 ※3…遊戯室の園児数は、p12 に記載の「新認定こども園の園児数」の保育が必要な園児数の2～5歳の合計（35 人）を 1 の位で切り上げた値

b） 施設規模および必要諸室まとめ

■ 園舎・園庭

新認定こども園の整備において求められる施設規模および必要諸室を以下に示します。なお、以下に示す各諸室の面積は、必要面積の下限値を示すものです。

関係法令に基づく園舎と園庭の面積

室名			定員	係数	算定面積
園舎			園舎全体の必要面積（下限値）		789.3 ㎡
	必要諸室※1（園舎に備えるべき設備）	・乳児室（0～1 歳）	10 人（0 歳児とする）	1.65 ㎡	16.5 ㎡
		・ほふく室（0～1 歳）	10 人（1 歳児とする）	3.3 ㎡	33 ㎡
		・保育室（2 歳）	10 人	1.98 ㎡	19.8 ㎡
		・保育室（3 歳）	60 人（30 名×2 室）	1.98 ㎡	118.8 ㎡
		・保育室（4 歳）	60 人（30 名×2 室）	1.98 ㎡	118.8 ㎡
		・保育室（5 歳）	60 人（30 名×2 室）	1.98 ㎡	118.8 ㎡
		・遊戯室(2～5 歳)（※保育室と兼用可）	40 人	1.98 ㎡	79.2 ㎡
		・職員室 ・保健室（※職員室と兼用可） ・調理室 ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	—		（284.4 ㎡）
	必要諸室以外※2		—		—
園庭			—		666.4 ㎡

※1 必要諸室 ： 壁厚・固定家具を除いた内法の面積

※2 必要諸室以外 ： 沐浴室、多目的トイレ、0～2 歳児受入室、調乳室、一次預かり室、子育て支援室、相談室、職員用更衣室・トイレ・シャワー、倉庫・押入・教材庫・資料庫、給湯室、玄関、廊下、ホール、階段、EV、ホワイエ・ギャラリー、絵本コーナー、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室（小・大） 等

■ 屋外施設

屋外施設に必要な設備を以下に示します。

倉庫・器具庫・防災倉庫、屋上広場、簡易プール、手足洗場・シャワー、菜園、倉庫、屋外トイレ、駐車場、駐輪場、ベビーカー置場、設備スペース、ごみ置き場 等

5.2. モデルプランの作成

「奈良県幼保連携型認定こども園に関する条例」を踏まえ、また、北かぐやこども園の運営状況や他事例等を参考として、以下のモデルプランを作成しました。

ただし、あくまでもモデルプランであり、当該図が整備されるものではありません。

配置図

１階平面図

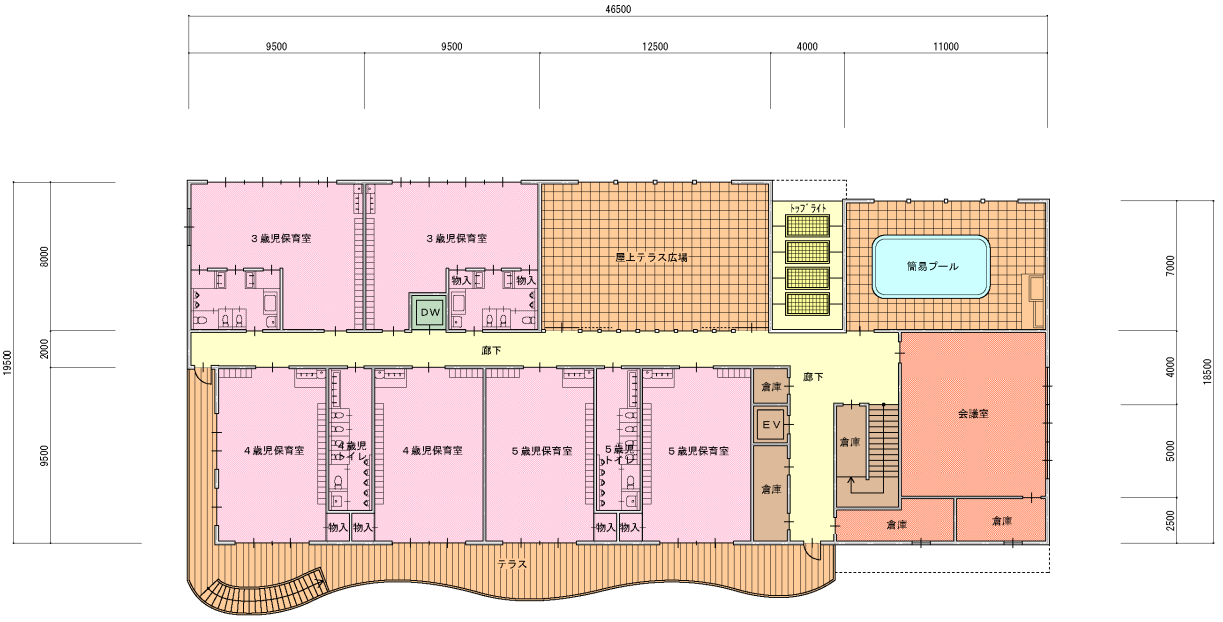

２階平面図

各階平面図

立面図

5.3. 概算事業費

施設整備（設計・工事・工事監理・解体）及び維持管理（建物修繕）・運営（人件費・光熱水費）にかかる概算事業費は以下のとおりです。

イニシャルコスト		**996,170 千円**	**算出根拠等**
	設計費・工事監理費	50,279 千円	官庁施設の設計業務等積算要領（H31.1）
	建設費・既設解体費	945,891 千円	北かぐやこども園の実績、新営予算単価（R2）など
ランニングコスト		**129,468 千円**	
	維持管理費（1 年あたり）	19,993 千円	建築物のライフサイクルコスト(H31)(国土交通省営繕部)(小規模事務所、予防保全・事後保全、40 年間)
	運営費（1 年あたり）	109,475 千円	北かぐやこども園の実績

6. 事業手法の選定

6.1. 幼保連携型認定こども園の設置・運営主体

「子ども・子育て支援新制度（内閣府　平成 27 年）」の認可基準において、幼稚園と保育所の高い水準を引き継ぐ目的から、認定こども園（幼保連携型）の設置・運営主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されています。

幼児教育については、法的に「学校」として位置付けられていることから、民間に運営を委託することが認められていませんでしたが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第 34 条）」により、学校法人及び社会福祉法人による民設民営が可能となっています。

よって、「公設民営」による整備は不可であり、本町の幼保連携型認定こども園にふさわしい設置・運営主体は、「公設公営」又は「民設民営」のいずれかが考えられます。

幼保連携型認定こども園の設置・運営主体の可否

項目	設置者	運営者	可否
公設公営	国 地方公共団体	国 地方公共団体	○
公設民営	国 地方公共団体	学校法人 社会福祉法人	×
民設民営	学校法人 社会福祉法人	学校法人 社会福祉法人	○

※幼児教育と保育の質を維持するため、株式会社等の一般法人の設置・運営は認められていない。

◆学校法人とは

- 私立学校の設置を目的として法律の定めるところにより設立される法人。税法上は公益法人に分類され収益は非課税となる。

◆社会福祉法人とは

- 社会福祉事業を行うことを目的として法律の定めるところにより設立される法人。税法上は公益法人に分類され収益は非課税となる。

6.2. 公私連携幼保連携型認定こども園

民設民営の場合、法人の運営理念等により様々な特色を打ち出すことで、利用者負担の増加や公共性・公平性を損なう恐れがあります。

そこで、公私連携方式を採用することによって、町と運営事業者が運営方針や利用者負担について協定を結ぶことにより、民設民営でありつつも公共性・公平性を担保することができます。

【公私連携幼保連携型認定こども園とは】

設置主体である民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、選定に関する公正な手続や運営に関する住民・第三者・市町村によるチェックを機能させることで、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の体制として構築したものです。

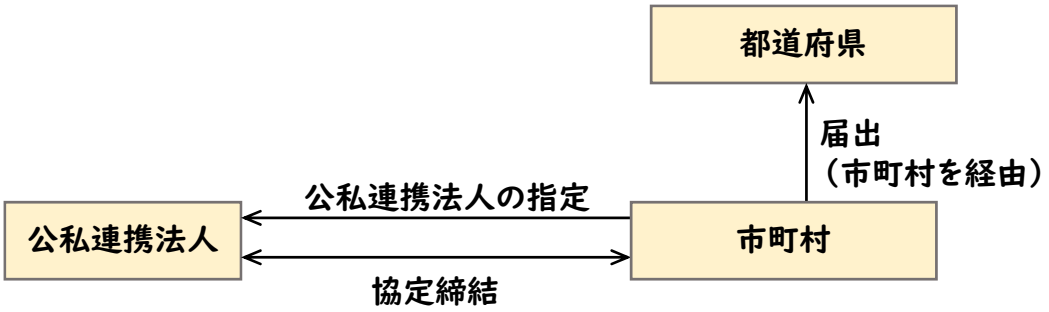

＜協定締結事項＞

①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

②公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項

③市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

④協定の有効期間

⑤協定に違反した場合の措置

⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

6.3. スキームまとめ

新認定こども園における整備・運営スキームは、施設整備段階から民間活力を導入することで財政負担の軽減が図れ、また、公共性、公平性の担保が可能な民設民営（公私連携方式）とします。

	公設公営（従来方式）	民設民営（公私連携方式）
概要	・ 施設整備、事業運営は町が直接実施する。 ・ 設計企業・建設企業それぞれと委託契約や請負契約を締結する。	・ 施設整備、事業運営は民間事業者が実施する。 ・ 町と民間事業者の間で運営方針や土地の貸与等について協定を締結し、町の関与を明確にする。
契約形態	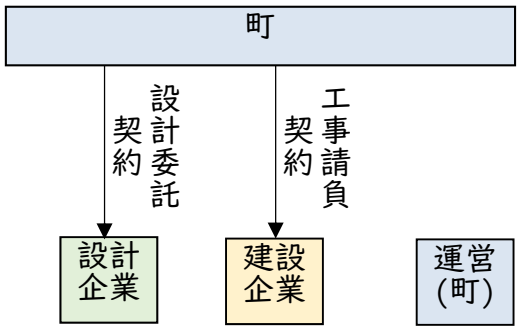	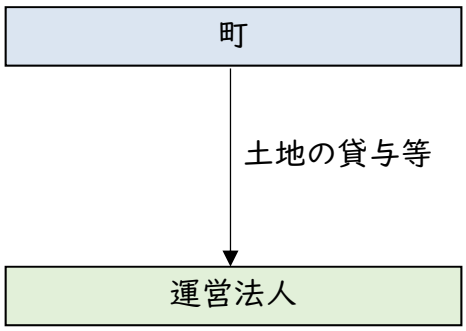

	公設公営（従来方式）	民設民営（公私連携方式）
メリット	・ 従来と同じであるため、事業参画がしやすい（不調となる可能性が低い） ・ 児童の生活環境や保護者の経済状況に係わらず、公平な教育・保育の提供ができる。	・ 民間ノウハウを活用することができる。 ・ 事務手続きがかからない。 ・ 土地を民間事業者に貸し付けた場合、町は事業期間中、借地料を得ることができる。 ・ 施設整備に対し、認定こども園施設整備交付金を活用することができる（国：1/2※、事業者：1/4、市町村：1/4）ため、町の財政負担が少なくなる。 ※子育て安心プラン実施計画が採択された場合、国：2/3 ・ 運営法人が施設設計を発注するため、運営法人にとって運営しやすい配置計画にすることができる。 ・ 施設型給付費交付金として、国や県の交付金を活用できる。（町負担 1／4） ・ 施設型給付費交付金の保育士処遇改善加算を活用し、人材確保に充てることができる。 ・ 子ども・子育て支援交付金等の補助メニューの選択肢が増える。 ・ 将来的に修繕等が必要になった際に保育所等整備交付金等の活用することができる。 ・ 法人の運営理念等により様々な特色のある教育・保育の提供ができる。
デメリット	・ それぞれ契約するため、供用開始まで時間がかかり、事務手続きがかかる。 ・ 民間ノウハウが活用できない。 ・ 財政負担を軽減する余地がない。 ・ 施設整備に対し、学校施設整備交付金しか活用することができず（幼児教育に対し、国：1/3）、町の財政負担が大きい。 ・ 運営に関する費用や将来的な修繕等の経費は、交付税算入のみで町が単独で財政を担う部分が多く、町の財政負担が大きい。	・ サブリースを専門とする運営事業者も増えている中、応募する運営事業者が限定される可能性がある。 ・ 法人の運営理念等により様々な特色を打ち出すことで、利用者負担の増加や公平性を損なう恐れがある。 ・ →だだし、公私連携方式を採用し、町と運営事業者が運営方針や利用者負担について協定を結ぶことにより公共性・公平性を担保することができる。

6.4. 事業スケジュール

新認定こども園は、令和５年度４月開園を目途とし整備を実施します。

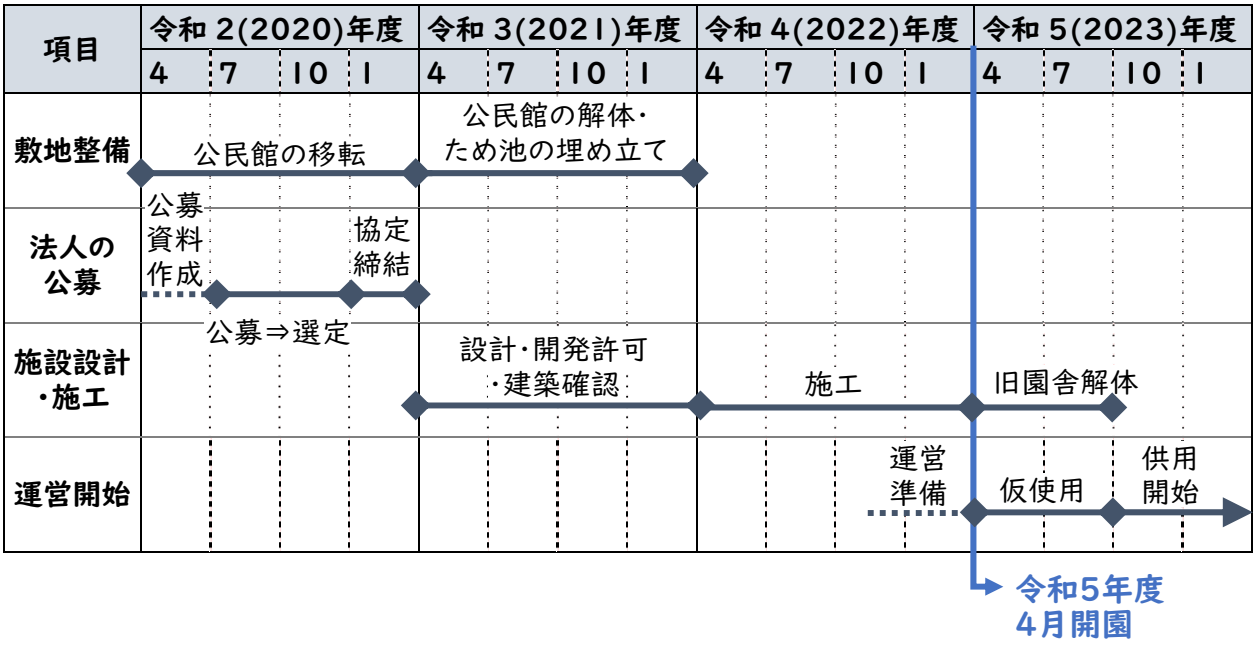

西校区認定こども園整備基本計画
発行年月：令和2年3月
編集・発行：広陵町　福祉部認定こども園準備室
TEL 0745-55-6820　FAX 0745-54-5324